

# 資料10

## 今後の取組について

## 案

令和6年 月 日

各府県トラック協会 会長 あて

近畿運輸局  
各府県(大阪・京都・奈良・滋賀・和歌山・兵庫)労働局  
近畿経済産業局  
近畿運輸局  
公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所

トラック事業における適正取引及び働き方改革の推進について  
～「標準的な運賃」、「標準貨物自動車運送約款」の改正のお知らせ～

平素より、トラック事業における適正取引及び働き方改革への取組に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

物流は国民生活や経済活動、地方創生を支える重要な社会インフラであり、その機能を十分に発揮させていく必要がありますが、人手不足や労働生産性の低さといった課題への対応が求められています。

そのような中、本年4月からトラックドライバーにも「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成30年法律第71号）による時間外労働の上限規制（年間960時間）が適用されますが、トラックドライバー不足が顕在化するなど、このまま何も対策を講じなければ物流が滞り、いわゆる「2024年問題」によって国民生活や経済活動に影響を及ぼすことが懸念されることです。

これら物流を取り巻く各種課題解決を図るため、各省庁が一体となって、取引環境の改善に係るガイドライン等の策定や、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」による価格転嫁への取組、「物流革新に向けた政策パッケージ」による商慣行の見直しや物流の効率化への取組などを進めてきたところです。

今般、トラック事業者が法令を遵守して健全な事業運営を行っていく際の参考指標としての「標準的な運賃」について、荷待ち・荷役に係る費用、燃料高騰分、下請けに発注する際の手数料等も

含めて、荷主企業等に適正に転嫁できるよう見直しがなされるとともに、「標準貨物自動車運送約款」等についても改正されました。

この見直しは、物流の持続的な成長を確保するため、現行の商慣行を前提とすることなく、これを是正し、実運送事業者が健全な事業運営のために適正な運賃を収受できる環境整備を目的として行われるものです。

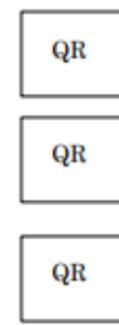
また、令和5年11月に公正取引委員会から公表されました「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」において、発注者が労務費上昇の理由の説明や根拠資料を求める場合、公表資料（関係者がその決定プロセスに関与し、経済の実態が反映されていると考えられるもの）に基づくものとしており、この公表資料には、都道府県別の最低賃金やその上昇率などと同様に「標準的な運賃」も含まれております。

つきましては、標記取組の趣旨をご理解いただき、貴団体傘下会員事業者に、「標準的な運賃」「標準貨物自動車運送約款」の改正について周知いただきますようお願いいたします。

なお本周知文書については、近畿管内の主要な荷主団体にも発出しておりますこと申し添えます。

### ■ 詳細については下記リンク先をご参照ください。

- ・ 標準的な運賃（令和6年国土交通省告示第〇〇〇号）  
（国土交通省 HP）<https://>
- ・ 標準貨物自動車運送約款（令和6年国土交通省告示第〇〇〇号）  
（国土交通省 HP）<https://>
- ・ 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針  
（公正取引委員会 HP）<https://>



### 【本件に関するお問い合わせ先】

- ・ 近畿運輸局自動車交通部 貨物課  
電話：06-6949-6447 FAX：06-6949-6531

# 今後の取組②（物流の「2024問題」対策セミナー）

運送事業者／荷主企業 向け

## 物流の「2024年問題」対策セミナー

～競合から協調の時代へ～

参加費  
無料

定員250名  
(先着順)

後日、近畿運輸局公式 YouTubeチャンネルにて配信予定



### 開催日時・場所

日程：令和6年3月25日(月)

時間：14:00～16:20 (受付 13:30～)

会場：大阪歴史博物館 4階講堂 (大阪市中央区大手前4丁目1-32)  
最寄駅：Osaka Metro 谷町線・中央線「谷町四丁目」2号・9号出口より徒歩



### セミナー講演内容

#### <第一部 行政機関の取組み>

- ▶ 国土交通省 物流・自動車局 貨物流通事業課 課長補佐 運崎 彩香  
『我が国の物流の革新に向けた取組みの動向』
- ▶ 公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 取引課長 石本 将之  
『「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」について』

#### <第二部 運送事業者・荷主企業の取組み>

- ▶ センコー株式会社 事業政策推進本部 輸配送事業推進部 常務理事 殿村 英彦 氏  
『～「物流バス」で日本の物流を変える～』
- ▶ サンスターグループ ロジスティクス研究室 室長 (神戸大学客員教授) 荒木 協和 氏  
『“発”“着”荷主の連携で物流危機を乗り越える』

セミナー  
最新情報



※ 講演内容の最新情報は近畿運輸局HPに掲載しています (講演内容は予告なく変更することがあります)

#### 殿村 英彦 氏 (センコー株式会社)



1996年センコー株式会社に入社。主に、同社の北陸支店、小牧支店、延岡支店、本社部門において自動車事業を中心に業務を担当。2020年には長距離輸送事業推進部に着任。現在は輸配送事業推進部長として省人化・脱炭素化に資する「ダブル連結トラック」の普及や「中継輸送」の推進について取組み、物流の効率化や生産性の向上に従事している。

#### 荒木 協和 氏 (サンスターグループ)



物流会社経営を経て、1994年サンスターグループに入社。以後、中間流通物流企画、メーカーの生産物流改革、販売物流企画などを担当。2007年に物流・需給調整・受注・回収管理を統合したSCM部門を新設。役員としてグループのサプライチェーンを担当。現在はサンスターグループのロジスティクス研究室室長の傍ら、神戸大学客員教授も務めている。

昨年6月、政府は「物流革新に向けた政策パッケージ」を発表し、今国会では、荷主企業・物流事業者間における物流負荷の軽減に向けた規制措置等の法制化が見込まれるなど、荷主企業等の対応が義務化される見通しとなっています。

これからは、運送事業者と荷主企業、あるいは運送事業者同士、荷主企業同士が互いに手を取り合って、この「2024年問題」と言われる荒波を乗り越えていかねばなりません。

まさに物流は、競合から協調へと移行するフェーズに入っています。

本セミナーでは「協調」をテーマに、最近の行政機関の取組みの動向と、運送事業者・荷主企業の先事例についてお話いたしますので、運送事業者のみならず、荷主企業の皆様もぜひ一緒にご参加ください。



近畿運輸局長  
日笠 弥三郎

### 【お申し込み方法】 <切>令和6年3月15日(金)

- ① 右の二次元コードを読み込んでいただき、お申し込み願います
- ② 上記の二次元コードでのお申し込みが困難な場合は、FAXでのお申し込みも受付します



FAX送信先：06-6949-6531 近畿運輸局 自動車交通部 貨物課

### FAX お申し込みシート

①属性 (いずれかを○で囲んでください)			
運送事業者 ・ 荷主企業 ・ 報道関係者 ・ その他 ( )			
②貴社名 (団体名、個人事業主名)	③電話番号		
④所在地			
申込者 1人目	⑤氏名 (ふりがな)	⑥所属部署・役職	
	⑦メールアドレス		
	2人以上の場合	氏名 (ふりがな)	所属部署・役職
		氏名 (ふりがな)	所属部署・役職
氏名 (ふりがな)		所属部署・役職	

※ ①～⑦は必須の事項となりますので、送信前に必ず記入漏れがないかご確認ください  
※ 当局がFAXを受信した日から2開庁日 (土日祝日開庁) 以内にお申し込みを受付した旨メールで返信します (返信用アドレスkkt-kamotsuka@ki.milt.go.jpより返信しますので、予め受診設定をお願いします)  
※ 期日を過ぎても返信メールがない場合は、下記<問合せ先>までお問合せ下さい

### 【個人情報の取扱いについて】

お預かりした個人情報は、本セミナーの運営に関する連絡の目的に限り利用し、厳重に管理します  
お預かりした個人情報は、法令等に基づく場合を除き、ご本人の同意なく第三者へ提供いたしません

### 【その他の注意事項】

1社あたり5名を超える方が参加を希望される場合、事前に下記<問合せ先>までご連絡下さい  
ご来場の際は、公共交通機関の利用をお願いいたします

<問合せ先> 国土交通省 近畿運輸局 自動車交通部 貨物課 TEL：06-6949-6447

## ○目的

「2024年問題」は現在を乗り切れれば終わる一過性のものではなく、現時点から始まる構造的な課題であり、将来の運転者不足の状況を見据え、中長期的に取り組む必要がある。従来から各省庁において強力に取組を進めてきたところであるが、一層実効的で発信力のある取組を進める必要がある。

取組にあたり、「物流革新に向けた政策パッケージ」に定められた施策等について、関係行政機関がより強固に連携するとともに、具体的な取組を一層強力に進め、物流にかかる課題に取り組むことを目的とし、連携協定を締結する。

今までも各行政機関の関係部署との連携は、先ほどの連名文書やメルマガ事業なども含め、随時行ってきましたが、今回、各行政機関のトップを含めた「組織」同士で、改めて連携協定を結びます。

これにより、スピーディーで実効性のある取組を強力に推し進めていきたいと考えています。



## ○目的

「標準的な運賃・標準運送約款」の改正について、改正内容の周知と改正趣旨等へのご理解・ご協力をお願いするため。

※本改正は「トラック事業における適正取引及び働き方改革の推進」を目的とする各行政機関の各種施策ともリンクすることから、公正取引委員会、各府県労働局、近畿経済産業局、近畿農政局の協力の下、行政5機関、連名にて発出。

### 荷主企業へ

近畿農政局と近畿経済産業局にご協力いただき、荷主企業等向けのメールマガジン網を活用し周知

### 運送事業者へ

各府県トラック協会の広報誌やHP等を通して周知

### トラック協会非会員の運送事業者へ

近畿運輸局より非会員へ郵送により周知

※第一報として改正後すぐの周知を予定。  
その後、改正に伴う実務（運賃変更届出の提出の有無等）の方針が示された場合、継続して周知活動を実施予定。

## 案

令和6年 月 日

各府県トラック協会 会長 あて

各府県(大阪・京都・奈良・滋賀・和歌山・兵庫)労働局  
近畿農政局  
近畿経済産業局  
近畿運輸局  
公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所

トラック事業における適正取引及び働き方改革の推進について  
～「標準的な運賃」、「標準貨物自動車運送約款」の改正のお知らせ～

平素より、トラック事業における適正取引及び働き方改革への取組に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

物流は国民生活や経済活動、地方創生を支える重要な社会インフラであり、その機能を十分に発揮させていく必要がありますが、人手不足や労働生産性の低さといった課題への対応が求められています。

そのような中、本年4月からトラックドライバーにも「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成30年法律第71号）による時間外労働の上限規制（年間960時間）が適用されますが、トラックドライバー不足が顕在化するなど、このまま何も対策を講じなければ物流が滞り、いわゆる「2024年問題」によって国民生活や経済活動に影響を及ぼすことが懸念されることです。

これら物流を取り巻く各種課題解決を図るため、各省庁が一体となって、取引環境の改善に係るガイドライン等の策定や、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」による価格転嫁への取組、「物流革新に向けた政策パッケージ」による商慣行の見直しや物流の効率化への取組などを進めてきたところです。

今般、トラック事業者が法令を遵守して健全な事業運営を行っていく際の参考指標としての「標準的な運賃」について、荷待ち・荷役に係る費用、燃料高騰分、下請けに発注する際の手数料等も

含めて、荷主企業等に適正に転嫁できるよう見直しがなされるとともに、「標準貨物自動車運送約款」等についても改正されました。

この見直しは、物流の持続的な成長を確保するため、現行の商慣行を前提とすることなく、これを是正し、実運送事業者が健全な事業運営のために適正な運賃を収受できる環境整備を目的として行われるものです。

また、令和5年11月に公正取引委員会から公表されました「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」において、発注者が労務費上昇の理由の説明や根拠資料を求める場合、公表資料（関係者がその決定プロセスに関与し、経済の実態が反映されていると考えられるもの）に基づくものとしており、この公表資料には、都道府県別の最低賃金やその上昇率などと同様に「標準的な運賃」も含まれております。

つきましては、標記取組の趣旨をご理解いただき、貴団体傘下会員事業者に、「標準的な運賃」「標準貨物自動車運送約款」の改正について周知いただきますようお願いいたします。

なお本周知文書については、近畿管内の主要な荷主団体にも発出しておりますこと申し添えます。

■ 詳細については下記リンク先をご参照ください。

- ・ 標準的な運賃（令和6年国土交通省告示第〇〇〇号）  
（国土交通省 HP）<https://>
- ・ 標準貨物自動車運送約款（令和6年国土交通省告示第〇〇〇号）  
（国土交通省 HP）<https://>
- ・ 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針  
（公正取引委員会 HP）<https://>



【本件に関するお問い合わせ先】

- ・ 近畿運輸局自動車交通部 貨物課  
電話：06-6949-6447 FAX：06-6949-6531